

<改訂箇所一覧>

この改訂箇所一覧は、「医療通訳育成カリキュラム基準」(平成29年9月版)および『「医療通訳育成カリキュラム基準」(平成29年9月版)準拠 指導要領』の令和3年11月15日一部改訂における、改訂箇所を示したものです。

改訂対象	ページ	改訂項目	改訂箇所	改訂前	改訂後
医療通訳育成 カリキュラム基準	6 ページ	7.実務実習	実務実習 (20単位) 第3項	医療機関での実習が困難な場合は、 <u>一般の対話通訳や模擬医療通訳演習を実務実習とみなす (最大5単位(7.5時間)までとする)</u> 。その場合は、医療機関で2単位(3時間)以上の実習(病院見学・受付支援・患者対応)を必ず行うこと	医療機関での実習が困難な場合は、 <u>医療通訳を想定した演習(模擬医療通訳演習)や一般の対話通訳を実習とみなしてもよい。ただし一般通訳は最大5単位(7.5時間)までとする</u> 。その場合は、医療機関で2単位(3時間)以上の実習(病院見学・受付支援・患者対応)を必ず行うこと
	補助資料 2 ページ	通訳実務実習	実務実習 第3項	医療機関での実習が困難な場合は、 <u>一般の対話通訳や模擬医療通訳演習を実務実習とみなす (最大5単位(7.5時間)までとする)</u> 。その場合は、医療機関で2単位(3時間)以上の実習(病院見学・受付支援・患者対応)を必ず行うこと	医療機関での実習が困難な場合は、 <u>医療通訳を想定した演習(模擬医療通訳演習)や一般の対話通訳を実習とみなしてもよい。ただし一般通訳は最大5単位(7.5時間)までとする</u> 。その場合は、医療機関で2単位(3時間)以上の実習(病院見学・受付支援・患者対応)を必ず行うこと
指導要項	37 ページ (実務実習要項)	5. 単位・必要時間	第5項	一般対話通訳と模擬通訳のみで20単位を取得することはできない。必ず病院での実習(病院見学・受付支援・患者対応など)を <u>1単位</u> 以上含めること。	一般対話通訳と模擬通訳のみで20単位を取得することはできない。必ず病院での実習(病院見学・受付支援・患者対応など)を <u>2単位</u> 以上含めること。 <u>また一般対話通訳は最大5単位(7.5時間)までとする。</u>
	38 ページ	選択履修項目	一般対話通訳実務	最大認定単位数 ⇒ <u>10</u> 時間 ⇒ <u>15</u>	最大認定単位数 ⇒ <u>5</u> 時間 ⇒ <u>7.5</u>
	41 ページ (実習例)	3つの表のそれぞれ	実習前オリエンテーション	認定単位 ⇒ <u>3単位(4.5時間)</u>	認定単位 ⇒ <u>2単位(3時間)</u>
実習レポートの提出			認定単位 ⇒ <u>2単位(3時間)</u>	認定単位 ⇒ <u>3単位(4.5時間)</u>	